

議案第 86 号

伊賀市水道事業給水条例の一部改正について

伊賀市水道事業給水条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

伊賀市水道事業給水条例(平成16年伊賀市条例第275号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第11条第7項の表を次のように改める。

給水装置に設けられている量水器の口径	加入負担金
40ミリメートル	687,500円
50ミリメートル	1,061,500円
75ミリメートル	2,557,500円
100ミリメートル	第1項の規定による負担金の額に100分の50を乗じて得た額
150ミリメートル以上	第1項の規定による負担金の額に100分の50を乗じて得た額

第42条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附則第8項中「259.2円」を「264円」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第11条関係)

給水装置に設けられている量水器の口径	加入負担金
20ミリメートル以下	275,000円

25 ミリメートル	451,000 円
40 ミリメートル	1,375,000 円
50 ミリメートル	2,123,000 円
75 ミリメートル	5,115,000 円
100 ミリメートル	管理者が別に定める額
150 ミリメートル以上	管理者が別に定める額

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

給水装置に設けられている量 水器の口径	工事負担金	
	特別給水区域1	特別給水区域2
20 ミリメートル以下	563,000 円	838,000 円
25 ミリメートル	704,000 円	979,000 円
40 ミリメートル	1,306,800 円	1,581,800 円
50 ミリメートル	1,896,400 円	2,171,400 円
75 ミリメートル	3,730,000 円	4,005,000 円
100 ミリメートル以上	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

別表第4（第31条関係）

基本料金（1箇月につき）			
用途及び量水器の口径	基本水量	金額	従量料金
一 般 用	13 ミリメートル	660 円	1 使用水量1立方メートル以上 10 立方メートル以下は、1立方メー トルにつき 88 円
	20 ミリメートル	990 円	
	25 ミリメートル	2,200 円	2 使用水量 11 立方メートル以上 30 立方メートル以下は、1立方メー トルにつき 198 円
	30 ミリメートル	3,300 円	
	40 ミリメートル	5,500 円	
	50 ミリメートル	8,800 円	3 使用水量 31 立方メートル以上 60 立方メートル以下は、1立方メー トルにつき 264 円
	75 ミリメートル	22,000 円	
	100 ミリメートル	44,000 円	
	150 ミリメートル	110,000 円	
200 ミリメートル	198,000 円	4 使用水量61立方メートル以上100	

	250 ミリメートル		220,000 円	立方メートル以下は、1立方メートルにつき 286 円 5 使用水量 101 立方メートル以上 1,000 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 297 円 6 使用水量 1,001 立方メートル以上は、1立方メートルにつき 308 円
公衆浴場用	100 立方メートル		5,775 円	使用水量 101 立方メートル以上は、1立方メートルにつき 88 円
臨時用	10 立方メートル		5,720 円	1 使用水量 11 立方メートル以上 30 立方メートル以下は、1立方メートルにつき 704 円 2 使用水量 31 立方メートル以上は、1立方メートルにつき 792 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第8項及び別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水道の使用を開始する場合における料金の算定について適用し、施行日の前日以前から引き続き水道を使用している場合における施行日以後の最初の検針基準日に算定する料金については、なお従前の例による。